

# 平成27年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名： 少子政策課

担当名： 保育運営・幼保連携担当

内線： 3330

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B61	保育所地域子育て支援事業費			一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所地域子育て支援事業費		
事業期間	平成20年度～	根拠法令	保育対策等促進事業費補助金交付要綱、埼玉県子育て支援対策事業実施要綱	戦略項目		01	子育ての安心			
				分野施策		010101	子育て支援の充実			
<p>1 事業概要</p> <p>子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てが出来る環境づくりを総合的に推進するため、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して助成する。</p> <p>(1) 病児・病後児保育事業 13,455千円                  (2) 延長保育促進事業 829,122千円                  (3) 一時預かり事業 26,333千円                  (4) 保育料減免支援事業 4,597千円                  (5) 実費徴収に伴う補足給付事業 3,427千円</p>				<p>5 事業説明</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>ア 病児・病後児保育事業                      保護者が就労している場合等において、子供が病気になったとき、やむを得ない事情により親が休暇を取得できない場合がある。こうしたニーズに対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応を行う保育所に対し必要な経費を助成する。</p> <p>イ 延長保育促進事業                      民間保育所において11時間の開所時間を超えて保育する場合に必要な経費を助成する。</p> <p>ウ 一時預かり事業                      家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり必要な保護を行う事業に必要な経費を助成する。</p> <p>エ 保育料減免支援事業                      東日本大震災により、前年に比して収入が減少する等の事情により保育料の支払いが困難になった世帯に対して市町村が保育料の減免を行った場合に減免分の補助を行う。</p> <p>オ 実費徴収に伴う補足給付事業</p>						
<p>2 事業主体及び負担区分</p> <p>事業主体 市町村                      負担区分 (国1/3、県1/3、市町村1/3)                      ((4)のみ国10/10)</p>				<p>(2) 補正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>延長保育事業に係る補助制度の変更に伴う減額                              (1施設当たり1,523千円(県負担分)減額)</li> <li>一時預かり事業に係る幼稚園型一時預かり事業実施施設増加に伴う増額                              (対象施設数【当初】60施設【執行見込】75施設)</li> <li>病児保育事業実施施設が見込みを下回ったことによる減                              (病後児対応型【当初】28施設【執行見込】27施設)</li> </ul>						
<p>3 地方財政措置の状況</p> <p>普通交付税(単位費用)                      (区分)社会福祉費(細目)児童福祉費                      (細説)児童措置費(積算内容)保育所(特別保育事業分)(事業費の1/3、県負担分)</p>										
<p>4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員</p> <p>9,500千円×0.8人=7,600千円</p>										
予算額		財 源 内 訳							一般財源	補正後の 予算額
		国庫支出金								
決定額	824,268	4,597						819,671	856,018	
現計額	1,680,286	8,397						1,671,889		